

13 かんれん 関連する しよせいど 諸制度

(1) かいご ほけんせいど 介護保険制度

- かいご ほけんせいど 介護保険制度は、しゃかいぜんたい 社会全体で こうれいしゃかいご 高齢者介護を支える仕組みです。
- 原則として、65 歳以上の方が、ひご 日ごろの生活で かいご 介護が必要になったとき、かいご ほけん 介護保険のサービスが利用できます。
- かいご ほけんせいど 介護保険制度は、しちようそん 市町村が運営します。
- にゅうしょ 入所サービスにおける「きょじゆうひ 居住費（たいざいひ 滞在費）」と「しょくひ 食費」、つうしょかいご 通所介護サービス・つうしょ 通所リハビリテーションにおける「しょくじ 食事」については、りようしゃ 利用者のご負担とされています。

かいご ほけんりよう 介護保険料

- 40 歳から 64 歳までの方の保険料は、いりようほけん 医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。
- こうれいしゃ 高齢者（65 歳以上）の方の保険料の額は、しちようそん 市町村ごとに、しよとく 所得に応じて異なります。

※ 65 歳以上の方で

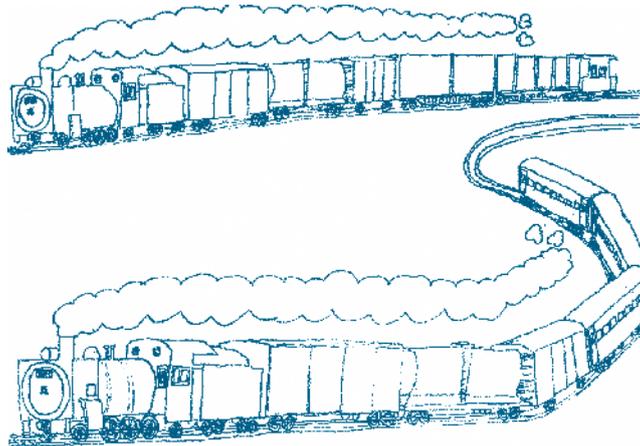
ねんがく 年額 18 万円以上の ろうれい 老齢・たいしょくねんきん 退職年金、しょうがいねんきんおよ 障害年金及び いぞくねんきん 遺族年金を受けている方

……ねんきん 年金から てんび 天引きされます。

じょうき 上記以外の方

……しちようそん 市町村に直接納めます。

- ※ しんたいしやう 身体障がい者 しゃりやうごしせつ 療護施設、こくりつびやういん 国立病院機構の びやういんとう 病院等の じゅうしやうしんしんしやう 重症心身障がい児（者）じ 病棟、きやうごしせつ 救護施設などに にゅうしょ 入所している方は、かいごほけん 介護保険の ひほけんしゃ 被保険者とならないため、ほけんりよう 保険料を はら 払う必要はありません。



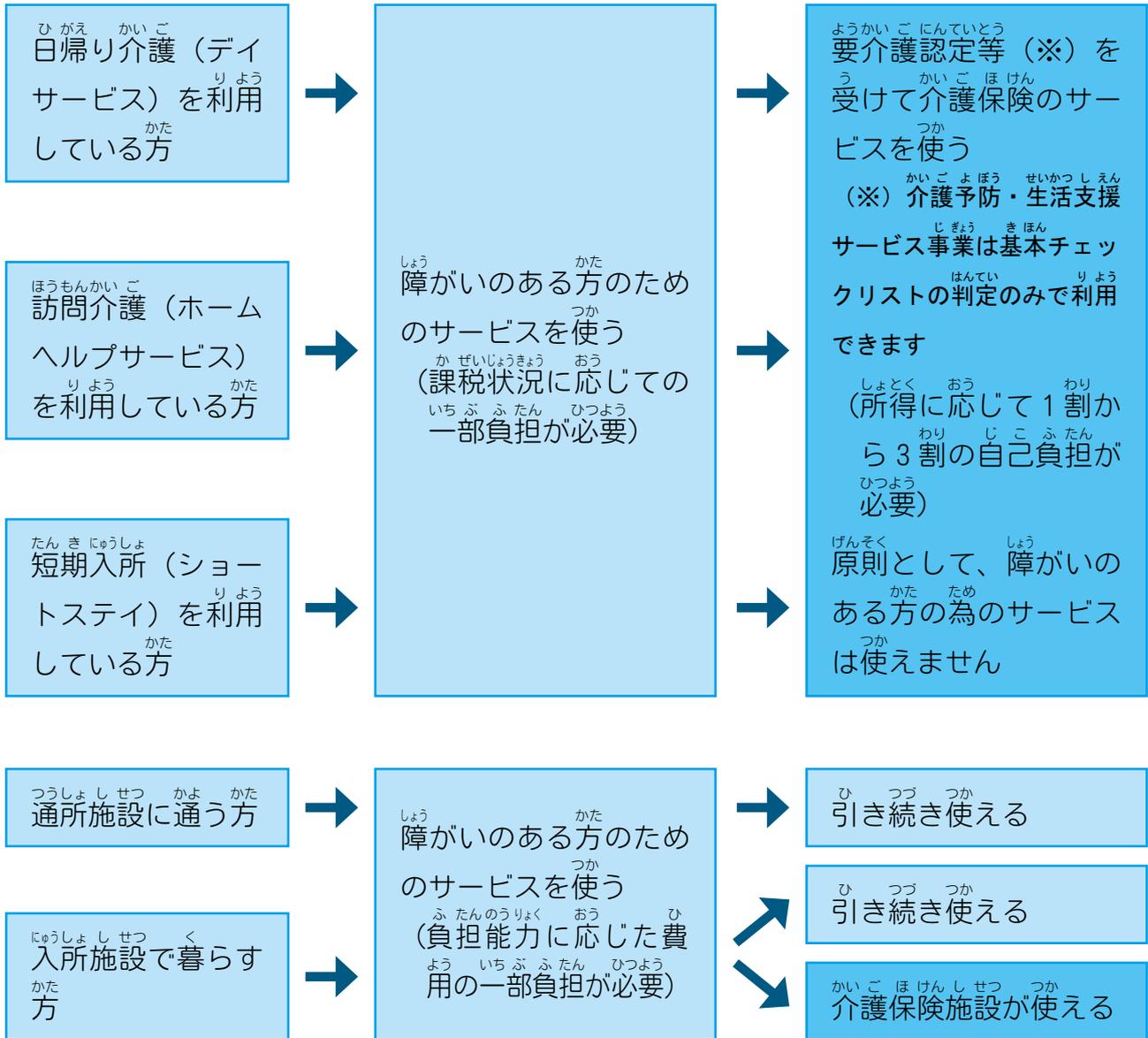
しょうがいのある方のサービスと介護保険サービスのしくみ

40歳

(保険料を払い始める)

65歳

(介護サービスを受け始められる)



※40歳から64歳までの方で、初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気等により要介護(要支援)状態になった場合には介護保険のサービスが受けられます(所得に応じて1割から3割の自己負担が必要)。

くじょう もうしで そうだん 苦情の申出・相談

かいご ほけん かん くじょう もうしで ぼあい 【介護保険サービスに関する苦情の申出の場合】

- 介護保険サービスを提供する事業所や施設
- 市町村の介護保険担当課
- 鳥取県国民健康保険団体連合会
- 県中・西部総合事務所県民福祉局
(県東部は全て鳥取市で担当します)

☎ 0857-20-3680

かいご ほけん かん そうだん ぼあい 【介護保険に関する相談の場合】

※介護保険について詳しく知りたい方は、次のところにお尋ねください。

- 市町村の介護保険担当課
- 県中・西部総合事務所県民福祉局
中部総合事務所県民福祉局
西部総合事務所県民福祉局
- 県長寿社会課介護保険・施設担当

☎ 0858-23-3128

FAX 0858-23-4803

☎ 0859-31-9314

FAX 0859-34-1392

☎ 0857-26-7860

FAX 0857-26-8168

(2) なんびょうかんじゃ し えん 難病患者支援

とっとり いりょう とっとり し とっとりだいがく い がく ぶ ふ そくびょういん よなごし なんびょうそうだん し えん
鳥取医療センター（鳥取市）と鳥取大学医学部附属病院（米子市）に「難病相談・支援
センター」を設置し、難病患者及びその家族に、療養生活に必要な情報提供や相談を行っ
ているほか、ざいたく りょうようちゅう なんびょうかんじゃ ほうもんかん ごとう し えん ぶこな
在宅で療養中の難病患者へ訪問看護等の支援も行っています。

そうだんまどぐち 【相談窓口】

とっとり し ほけんしよ
鳥取市保健所

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4

☎ 0857-30-8532

FAX 0857-20-3962

ちゅうぶ そうごうじ むしよくらよし ほけんしよ
中部総合事務所倉吉保健所

〒682-0802 倉吉市東巖城町2

☎ 0858-23-3142

FAX 0858-23-4803

せいぶ そうごうじ むしよよなご ほけんしよ
西部総合事務所米子保健所

〒683-0054 米子市鞆町1丁目160

☎ 0859-31-9317

FAX 0859-34-1392

なんびょうそうだん し えん とっとり
難病相談・支援センター鳥取

〒689-0203 鳥取市三津876

☎・FAX 0857-59-0510

なんびょうそうだん し えん よなご なんびょう い りょうれんらくきょうぎ かい
難病相談・支援センター米子 難病医療連絡協議会

〒683-8504 米子市西町36-1

☎ 0859-38-6986

FAX 0859-38-6985

難病医療費助成制度

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができる制度です。

【対象者】

難病のうち、国が定めた基準に該当する348疾病に罹患していると認められる方で、病状の程度が国の定める程度にある方。

- 対象疾病一覧（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

【医療費助成の内容】

医療受給者証に記載された疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に関する医療や、介護サービスが対象となります。受診の際には、都道府県の指定を受けている医療機関かどうか、あらかじめご確認ください。

- 鳥取県の指定医療機関一覧 <https://www.pref.tottori.lg.jp/252180.htm>

※医療受給者証は、毎年度更新申請が必要です。

1. 医療の給付

入院治療、外来治療、薬局での調剤費用、医療保険を利用した訪問看護

※保険適用外の費用やサービスは対象外

2. 介護の給付

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス

3. 医療費の負担

医療保険上3割負担である患者の方が医療費助成の支給認定を受けた場合、自己負担上限月額を上限として、患者の方の負担は総医療費の2割となります。（※対象となる医療費に限る）

なお、1割負担となっている患者の方は、そちらが優先されます。

自己負担上限月額^{じこふたんじょうげんげつがく}は、世帯員^{せたいいん}の市町村民税額^{しちょうそんみんぜいがく}に応じて決まります。^{おうき}（表参照^{ひょうさんしやう}）

階層区分 ^{かいそうくぶん}	階層区分の基準 ^{かいそうくぶんのきじゆん}		患者負担割合：2割 ^{かんじやふたんわりあい}		
			自己負担上限月額 ^{じこふたんじょうげんげつがく}		
			一般 ^{いっばん} （※1）	高額かつ長期 ^{こうがくちやうき} （※2）	人工呼吸器等装着者 ^{じんこうこきゅうきとうそうちやくしや} （※3）
生活保護 ^{せいかつほご}	—		0円 ^{0えん}	0円 ^{0えん}	0円 ^{0えん}
低所得1 ^{ていしよとく1}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 非課税 ^{ひかせい} (世帯) ^{せたい}	本人収入 ^{ほんにんしゅうにゅう} ～80万9千円 ^{まんせんえん}	2,500円 ^{2,500えん}	2,500円 ^{2,500えん}	1,000円 ^{1,000えん}
低所得2 ^{ていしよとく2}		本人収入 ^{ほんにんしゅうにゅう} 80万9千超～	5,000円 ^{5,000えん}	5,000円 ^{5,000えん}	
一般所得1 ^{いっばんしよとく1}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 課税以上7.1万円未満 ^{かせいじじょうまんえんみまん}		10,000円 ^{10,000えん}	5,000円 ^{5,000えん}	
一般所得2 ^{いっばんしよとく2}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 7.1万円以上25.1万円未満 ^{まんえんいじじょうまんえんみまん}		20,000円 ^{20,000えん}	10,000円 ^{10,000えん}	
上位所得1 ^{じやういしよとく1}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 25.1万円以上 ^{まんえんいじじょう}		30,000円 ^{30,000えん}	20,000円 ^{20,000えん}	
入院時の食事等 ^{にゅういんじしよくじとう} （※4）			全額自己負担 ^{ぜんがくじこふたん}		

- ※1：「高額かつ長期」「人工呼吸器等装着者」に該当しない方。
 - ※2：医療費助成の支給認定を受けた時から、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方に適用。（例えば、医療費の自己負担分が1万円を超える月が年間6回以上ある方）
 - ※3：人工呼吸器等を使用されている方のうち一定の基準を満たす方。詳しくは各保健所までお問い合わせください。
 - ※4：原則全額自己負担となります。
- 【申請先・窓口】 各保健所

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費助成とは、特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成する制度です。

【対象者】

小児慢性特定疾病にかかっている原則として18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満）の児童等。

※毎年度、更新申請が必要です。

【対象となる疾病（16疾患群、801疾患）】

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患に属する疾病（※一定の基準があります。）

【利用者負担】 申請者等の市町村民税の課税状況等に応じた自己負担

【申請先・窓口】 各保健所

鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業助成金

鳥取県が認定した小児慢性特定疾病児童等が、認定された疾病の治療等のために長期入院する場合、保護者の付き添いにかかる費用の一部を助成する制度です。

【対象者】

小児慢性特定疾病児童等の保護者であり、次のすべてを満たす方。

- 小児慢性特定疾病の治療等のために6日以上入院する受診者に対して、保護者が病院に5泊以上して付き添いを行うこと。
- 入院する受診者が、小学生以下又は付き添いの必要性が高い子どもであること。

【窓 口】 各保健所

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、用具を給付する制度です。

【対象者】

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、対象となる種目毎の対象者欄の要件に該当する方。

※児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項を除く。）及び障害者総合支援法による施策の対象とはならない者。

【給付の対象となる用具】

便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）
人工鼻

【利用者負担】 世帯の所得に応じた自己負担

【申請先・窓口】 お住まいの市町村

(3) 日常生活自立支援事業

障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

【対象者】

鳥取県内に暮らしている認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方等、判断能力が不十分なため、適切に福祉サービスを利用することや利用料の支払い等が困難な方。

【サービス内容】

- 福祉サービスについての情報提供や助言。
- 福祉サービスを利用したいときの利用手続き、利用料の支払い手続きのお手伝いをします。
- 料金や公共料金の支払いなど日常的な金銭管理のお手伝いをします。
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- 通帳、権利証書、印鑑など大切な書類をお預かりします。

【注意事項】

- 利用にあたっては、社会福祉協議会と契約を結んでいただきます。
- サービスを利用するには、利用料が必要です（相談や支援計画の作成は無料です）。
- 提供するサービスの決定は、利用されるかたの生活状況などを調査・把握し、利用者本人のご希望をお伺いした上で行います。

【相談窓口】

ちく 地区	しゃ 社 協 名	じゅう 住 所	でん 電 話 番 号 FAX 番 号
東	とっとりししゃかいふくしきょうぎかい 鳥取市社会福祉協議会	とっとりしとみやす ちようめ 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館内	0857-24-3320 0857-24-3321
	いわみちようしゃかいふくしきょうぎかい 岩美町社会福祉協議会	いわみちよううらどめ 岩美町浦富 645	0857-72-2500 0857-72-3811
	わかさちようしゃかいふくしきょうぎかい 若桜町社会福祉協議会	わかさちようわかさ 若桜町若桜 1247-1 ちいきふくし 地域福祉センター内	0858-82-0254 0858-82-1204
部	ちづちようしゃかいふくしきょうぎかい 智頭町社会福祉協議会	ちづちようちづ 智頭町智頭 1875 ほけん いりよう ふくし そうごう 保健・医療・福祉総合センターほのぼの内 あんしん しょうだん あんしん相談センターささえーる	0858-75-3772 0858-75-4110
	やづちようしゃかいふくしきょうぎかい 八頭町社会福祉協議会	やづちようみやだに 八頭町宮谷 254-1 ろうじんふくし 老人福祉センター内	0858-72-6210 0858-72-2793

ちく 地区	しゃ 社 協 名	じゅう 住 所	でん 電 話 番 号 FAX 番号
中 部	くらよしししゃかいふくしきょうぎかい 倉吉市社会福祉協議会	くらよししふくよしちやう くらよしふくし 倉吉市福吉町 1400 倉吉福祉センター内 あんしん相談支援センター	0858-24-6265 0858-22-5249
	みささちやうしゃかいふくしきょうぎかい 三朝町社会福祉協議会	みささちやうよこて 三朝町横手 50-4 ふくし 福祉センター内	0858-43-3388 0858-43-3378
	ことうらちやうしゃかいふくしきょうぎかい 琴浦町社会福祉協議会	ことうらちやううらやす 琴浦町浦安 123-1 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-52-3600 0858-53-2035
	ゆりはまちやうしゃかいふくしきょうぎかい 湯梨浜町社会福祉協議会	ゆりはまちやうとまり 湯梨浜町泊 1085-1 ほけんふくし 保健福祉センター内	0858-34-6002 0858-34-6013
	ほくえいちやうしゃかいふくしきょうぎかい 北栄町社会福祉協議会	ほくえいちやうせと 北栄町瀬戸 36-2 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-37-4522 0858-37-4532
西 部	よなごししゃかいふくしきょうぎかい 米子市社会福祉協議会	よなごしにしきちやう ちやうめ 米子市錦町 1丁目 139-3 ふれあいの里内 よなご暮らしサポートセンター	0859-35-3570 0859-23-5495
	さかいみなとししゃかいふくしきょうぎかい 境港市社会福祉協議会	さかいみなとしたけのうちちやう 境港市竹内町 40	0859-45-6116 0859-45-6146
	ひえづそんしゃかいふくしきょうぎかい 日吉津村社会福祉協議会	ひえづそんひえづ 日吉津村日吉津 973-9 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0859-27-5351 0859-27-5931
	だいせんちやうしゃかいふくしきょうぎかい 大山町社会福祉協議会	だいせんちやうあかさか 大山町赤坂 764 ふくし 福祉センターなかやま内	0858-49-3000 0858-49-3013
	なんぶちやうしゃかいふくしきょうぎかい 南部町社会福祉協議会	なんぶちやうほつしやうじ 南部町法勝寺 331-1 そうごうふくし 総合福祉センター「しあわせ」内	0859-66-2900 0859-66-2901
	ほうきちやうしゃかいふくしきょうぎかい 伯耆町社会福祉協議会	ほうきちやうおおとの 伯耆町大殿 1010 ほけんふくし 保健福祉センター内	0859-68-4635 0859-68-4634
	にちなんちやうしゃかいふくしきょうぎかい 日南町社会福祉協議会	にちなんちやうしやうやま 日南町生山 397-1	0859-82-6038 0859-82-6058
	ひのちやうしゃかいふくしきょうぎかい 日野町社会福祉協議会	ひのちやうくろさか 日野町黒坂 1247-1 ろうじんふくし 老人福祉センター内	0859-74-0338 0859-74-0365
	こうふちやうしゃかいふくしきょうぎかい 江府町社会福祉協議会	こうふちやうえび 江府町江尾 2069 ちいきささあい 地域支え愛センター内	0859-75-2942 0859-75-3900

(4) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方について、成年後見人等がご本人に代わって日常生活上の契約を行ったり、ご本人が誤った判断に基づいて行った契約を取り消すことにより、ご本人を保護し、ご本人の望む生活を実現することを支援する制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は、ご本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家庭裁判所によって選任され、ご本人の保護と支援は、代理権・取消権・同意権を行使することにより行われます。

法定後見制度

1. 後見類型

【対象者】

日常的に必要な買い物も、ご本人一人ではできないため、ほとんどの契約行為を誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

成年後見人は、ご本人の契約行為全般について、ご本人に代わって行うことができ、また、ご本人にとって不利益な契約行為を取り消すことができます。

2. 保佐類型

【対象者】

日常的に必要な買い物などはご本人一人でできるが、不動産等の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借りなどの重要な契約行為は、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

保佐人は、ご本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な契約行為がご本人にとって不利益になる場合は取り消すことができます。また、ご本人の同意を前提に家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約することができます。

3. 補助類型

【対象者】

重要な法律行為も含め、ほとんどのことはご本人一人でできるが、できるかどうか不安が

あり、誰かに代わってやってもらったほうがよいと思われる程度の判断能力の方。

【概要】

補助人の選任や代理・同意する契約行為の範囲や内容については、ご本人の同意が必要です。

補助人は、家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約をしたり、ご本人が行った不利益な契約を取り消すことができます。

任意後見制度

現在、判断能力が十分にある方が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。あらかじめ任意後見人やご本人に代わって行ってもらう財産管理や日常生活上の契約内容（任意後見契約）を公証役場で公正証書にしておき、実際に判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の下で任意後見人による保護と支援を受けることになります。

相談窓口

1. 成年後見支援センター

とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎ 0857-30-5885 FAX 0857-30-5886

ホームページ <https://adsuppo.net/>

中部成年後見支援センター ミットレーベン

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15-1 倉吉合同事務所内

☎ 0858-22-8900 FAX 0858-22-8901

ホームページ <https://kurayoshi-seinenkouken.jp/index.html>

西部後見サポートセンター うえるかむ

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒683-0811 米子市錦町1丁目139-3 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内

☎ 0859-21-5092 FAX 0859-21-5094

ホームページ <https://houki.net/> E-mail : nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp

2. その他の相談窓口

鳥取市社会福祉協議会 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

相談日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2（さざんか会館2階）

☎ 0857-24-3320 FAX 0857-24-3321

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部

〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1

☎ 0857-24-7024（相談センターの番号）

公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター鳥取県支部「コスモスとっとり」

〒680-0845 鳥取市富安2-159 久本ビル5F 鳥取県行政書士会事務局内

☎ 0857-24-2744 FAX 0857-24-8502

E-mail : gyosei-tottori@gyosei.or.jp

権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」（鳥取県社会福祉士会）による相談（無料）

ぱあとなあ鳥取事務担当 本池

granddad19701111@gmail.com

〈鳥取県内各相談窓口〉

東部地区（前田） ☎ 080-2887-1923

中部地区（井上） ☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035

西部地区（本池） ☎ 090-8609-1111

智頭町社会福祉協議会 あんしん相談センターささえーる

〒689-1402 八頭郡智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センターほのぼのの内

☎ 0858-75-3772

倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター

〒682-0872 倉吉市福吉町1400 ☎ 0858-24-6265 FAX 0858-22-5249

特定非営利活動法人 一粒の麦

〒682-0803 倉吉市見日町491番地 ☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035

北栄町社会福祉協議会

〒689-2205 東伯郡北栄町瀬戸36-2 ☎ 0858-37-4522 FAX 0858-37-4532

いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 ^{こうけん} あんしん後見せいぶ
 〒 683-0841 ^{よなごしかみごとう} 米子市上後藤 ^{やすぎたかない} 8-1-33 (安木宅内)
 ☎ 090-1189-0794 FAX 0859-29-6801
 E-mail : t.y3223@gold.megaegg.ne.jp

(5) 鳥取県地域生活定着支援センター (鳥取県再犯防止推進事業)

障がいがある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる方及び刑務所入所に至らなかった方(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方等)に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。

【対象者】

- 障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所が予定されている方。
- 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方のうち、障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、福祉的な支援を必要とする方。

【業務内容】

- 福祉サービス等を利用できるようにするためのコーディネート。
- 刑務所等出所後、コーディネート終了後に行う、ご本人や受入施設等へのフォローアップ。
- ご本人やご家族、関係者への福祉的な相談支援。
- ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。

【窓口】

〒 680-0845 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館 4 階
 ☎ 0857-22-6868 FAX 0857-30-5886 ホームページ <https://adsuppo.net/lsw/>

(6) 福祉サービス利用者苦情解決事業

福祉サービスは、ご自分で選び、契約を結んで利用するしくみとなっています。ところが、いざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思ってもみなかった扱いを受けたりして、不快になったり苦痛を感じたりすることもあります。サービスを提供している事業者との話し合いで解決できなかつたり、直接苦情を言うことができない場合に、「苦情解決」のお手伝いをする制度があります。

【対象とする苦情】

- 福祉サービスの内容に関する苦情
- 福祉サービスの利用契約の締結、履行または解除等に関する苦情

【苦情を申し出ることができる方】

- 福祉サービス利用者及びそのご家族、代理人。
- 福祉サービスのご利用に関する状況を具体的かつ的確に把握している方。
(民生委員・児童委員、関係職員等)

【注意事項】

- 介護保険サービスに関する苦情は、お住まいの市町村の担当窓口または鳥取県国民健康保険団体連合会（☎ 0857-20-2100）でも専門的に受け付けています。

【相談窓口】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）午前9時～午後5時

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340 E-mail : unei-t@tottori-wel.or.jp

※電話、FAX、電子メール、来所、郵便等どんな方法でも受け付けています。

（7）ハートフル駐車場利用証制度

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや、高齢等で歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方等に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。（平成21年10月1日開始）

【対象者】

- 身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方。
- 高齢、難病等により歩行が困難な方。
- けがをされている方、妊産婦等で一時的に歩行が困難な方。

※具体的な基準を定めていますので、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

【対象施設】

- 県と協定を結んだ施設の駐車場が対象です。
- 公共施設、ショッピングセンターなどに広めています。

【申請窓口】

- 県福祉保健課

- 中部総合事務所倉吉保健所、西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課、日野振興センター

- 各市町村の福祉保健部局

※申請には「身体障害者手帳」などの確認書類が必要です。

【問合せ先】 県福祉保健課

☎ 0857-26-7142 FAX 0857-26-8116

※利用証の対象施設について、詳しいことはお問い合わせください。

(8) 子育て応援パスポート事業

子育て当事者が協賛店でパスポートを提示すると、各協賛店により提供される商品の割引やポイントの加算などの子育て応援サービスを受けられます。

また、県外でも全国共通展開に賛同する協賛店では子育て応援サービスが受けられます。

なお、パスポートはカードでの発行だけでなく、子育て王国とっとりアプリでの発行も可能です。アプリでは子育て応援パスポートが表示されるだけではなく、協賛店の検索や、子育てに役立つ情報等を受け取ることができます。

※この事業は、子育て家庭を応援する協賛店のご協力により実施しています。

【対象者】

県内在住の妊娠中の方又は満18歳以下の子どもを養育している保護者(子どもと同一世帯の方に限ります。)

※子どもが満18歳になっても、最初に迎える3月31日までは、対象となります。

【申請方法】

- 申請は書面またはスマートフォンから行えます。

カードでのパスポート発行をご希望の場合…お住いの市町村役場の担当窓口で申請してください。(市町村役場ではその場で発行可能。)

アプリでのパスポート発行をご希望の場合…下記の二次元コードからアプリをダウンロードしていただき、申請登録をしてください。(承認まで10営業日程度のお時間をいただく場合があります。)



AppStore 二次元コード



GooglePlay 二次元コード

(9) あいサポートファイルとっとり

「あいサポートファイルとっとり」は、障がいのある方の成育歴やサポート、ケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。「記録」「保管」「活用」するファイルで、ご本人に関する様々な情報（接し方）、特徴、支援の方法やこれまでの相談機関や支援機関をまとめることができます。

【対象者】

身体障がい、知的障がい、精神障がいなどのある方及びその保護者

【メリット】

- ①障がいのある方の成長過程、支援内容など、障がいのある方の過去から現在にかけての情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- ②保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- ③保護者の介助・介護力が低下し、または死亡した時などに、成年後見人や支援者に対し必要な情報提供ができます。

【問合せ先】 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会事務局

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6344

FAX 0857-59-6340

